

新型コロナウイルス感染症に罹患した施設入所者等の病院受診の目安

【配置医、嘱託医、協力医、かかりつけ医の診療】

- 医師が直接診察、治療を行っている

【ACPについて】

- ACP実施済み
- 積極的治療（人工呼吸器、ECMOなど）を希望し、かつ、医学的・社会的に適応がある
 - 施設等では対応できない処置について希望し、かつ、医学的・社会的に適応がある
 - 施設等が対応できる範囲内で看取りを希望する → チェックが済んだら、受診不要

【大前提】

○入所者等が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、配置医、嘱託医、協力医、かかりつけ医が診察、投薬治療等を行ってください。

○施設等職員及び医師は、全ての入所者・家族に対してACPを実施してください。

【生理学的所見】

- 38.0℃以上の発熱が解熱剤を服用しても3日間続いている。
- 意識レベルがJCS 2桁以上（平時と比較して傾眠傾向、呼びかけても開眼しない）
- 酸素飽和度（SpO₂）が継続して90%以下（痰を吸引しても）
- ショックバイタル（収縮期血圧90mmHg以下など）

【症状】

- 脱水 ※点滴のできない環境において a、b のいずれかにチェックあり
 - a 水分の経口摂取が数日間ほとんどできていない
 - b 口腔内が乾いている、皮膚の乾燥・弾力性が低下している
- 嘔吐・下痢が頻回（1時間に1回以上）
- 痰を吸引しても喘鳴がある（ゼーゼーしている）
- 喘ぎ呼吸
- 痰を吸引しても肺雑音を聴取する

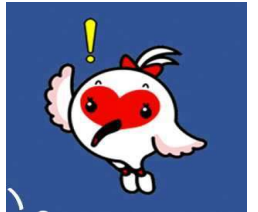
○左のいずれかにチェックが済んだ場合は、配置医、嘱託医、協力医、かかりつけ医と医療機関受診の必要性について検討してください。

○ACPの内容に応じて配置医、嘱託医、協力医、かかりつけ医と相談し、協力医療機関などあらかじめ受診する病院を決めておきましょう。

【受診先の病院の選定についての注意事項！】

- ・ ACPの内容により、介護型・療養型病院への受診・入院などを積極的に考慮すること。
- ・ 急性期病院への紹介・入院は救急医療の圧迫を来すことから、真に高度治療の適応がある患者さんに限定すること。
- ・ 救急要請した場合、高率に高次救命センターに搬送されてしまうことから、受診については基本的に救急要請ではなく、平日日中に医療機関を受診させる施設の体制整備に努めること。

救急要請（119番通報）する場合のお願い



- 受入れ病院を決めてから救急要請してください。
※そのため、日中できるだけ早い時間に医師と相談しておく必要があります。
- 受入れ病院が決まっていない限り、救急要請した場合には、高次医療の適応がない患者さんであっても、高率に高次救命センターに搬送されてしまいます！

救急医療のひっ迫を防ぐことが、多くの命を救うことにつながりますので、ご協力をお願いいたします。